

公募にかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり、公募設置等計画の提出を求めます。

令和6年2月19日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名：玉川野毛町公園便益・サービスの拠点となる施設の公募

(2) 業務内容

詳細は公募設置等指針による

(3) 履行期間：公募設置等計画の認定有効期間は、公募対象公園施設の営業開始から20年以内とし、この期間に店舗等の営業が可能となります（都市公園法第5条の2第5項）。設置管理許可の期間は、10年以内とし、公募設置等計画の認定有効期間に限り、更新を可能とします（都市公園法第5条第3項、第5条の7）。

2 参加資格

詳細は公募設置等指針による

3 提案書の提出者を選定する基準

参加資格の確認、法令遵守に関する審査、本指針に照らし適切なものであることの審査（事務局審査）を行い、審査の結果、企画提案書の提出者に選定された者に、プロポーザルへの招請を通知する。

4 公募設置等予定者を特定するための評価基準

事業の実施方針

事業実施体制

施設の整備計画

施設の管理運営計画

事業計画

利益やサービスの還元

価格提案

プレゼンテーション審査並びに区民からの意見によるプラン更新内容の評価

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区みどり33推進担当部公園緑地課施設管理担当

住所：〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 二子玉川分庁舎2階

電話：03-6432-7907

FAX：03-6432-7989

(2) 公募設置等指針の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和6年2月19日(月) ~ 令和6年7月31日(水)
(土・日曜、祝日を除く9時から17時まで)

交付場所：世田谷区ホームページよりダウンロード及び(1)に同じ。

交付方法：希望者に無償で交付する。

(3) 公募設置等指針等説明会の申込期間、場所及び方法

申込期間：令和6年2月28日(水)17時まで

受付方法：電子メール

開催日：令和6年3月5日(火)13:30~

(4) 応募登録受付期間の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期間：令和6年4月1日(月) ~ 令和6年4月12日(金)17時必着

提出先：電子メール

(5) 公募設置等計画の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期間：令和6年7月1日(月) ~ 令和6年7月31日(水)17時必着

提出先：(1)に同じ

提出方法：受付場所へ郵送または持参

(6) 公募設置等計画の変更受付

提出期間：令和6年9月頃

提出先：(1)に同じ

提出方法：(5)に同じ

6 その他

(1) 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 公募設置等計画等の提出は1応募法人(1応募グループ)1提案とします。

(4) 「4.公募設置等計画」は(1)~(7)と分け、A3判横書き、左綴じとし、ページを付して提出してください。

(5) 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。

(6) 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。

(7) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募団体の負担とします。

(8) 必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。

(9) 提出された書類の内容を変更することは出来ません。ただし、区から補正を求めた場合と除きます。

(10) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(11) 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

(12) 提出された書類の著作権は提出者に帰属します。なお、本件において公表する場合は、

区の提出書類の全部または一部を無償使用できるものとします。

- (1 3) 応募者の申請書類に著作権の対象となるものがある場合、著作権は設置等予定者とした時から区に帰属します。
- (1 4) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- (1 5) 詳細は説明書による。